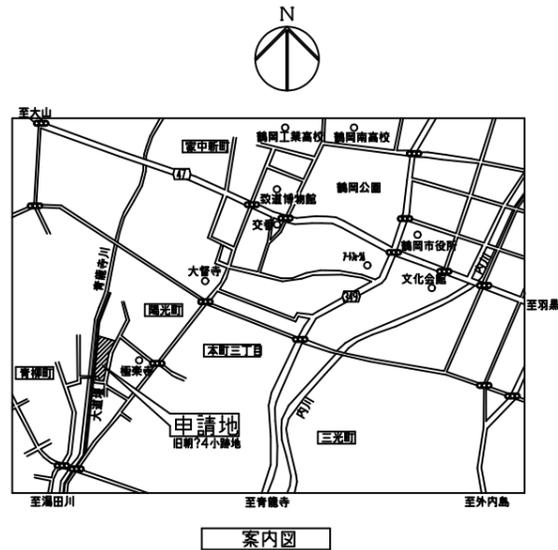
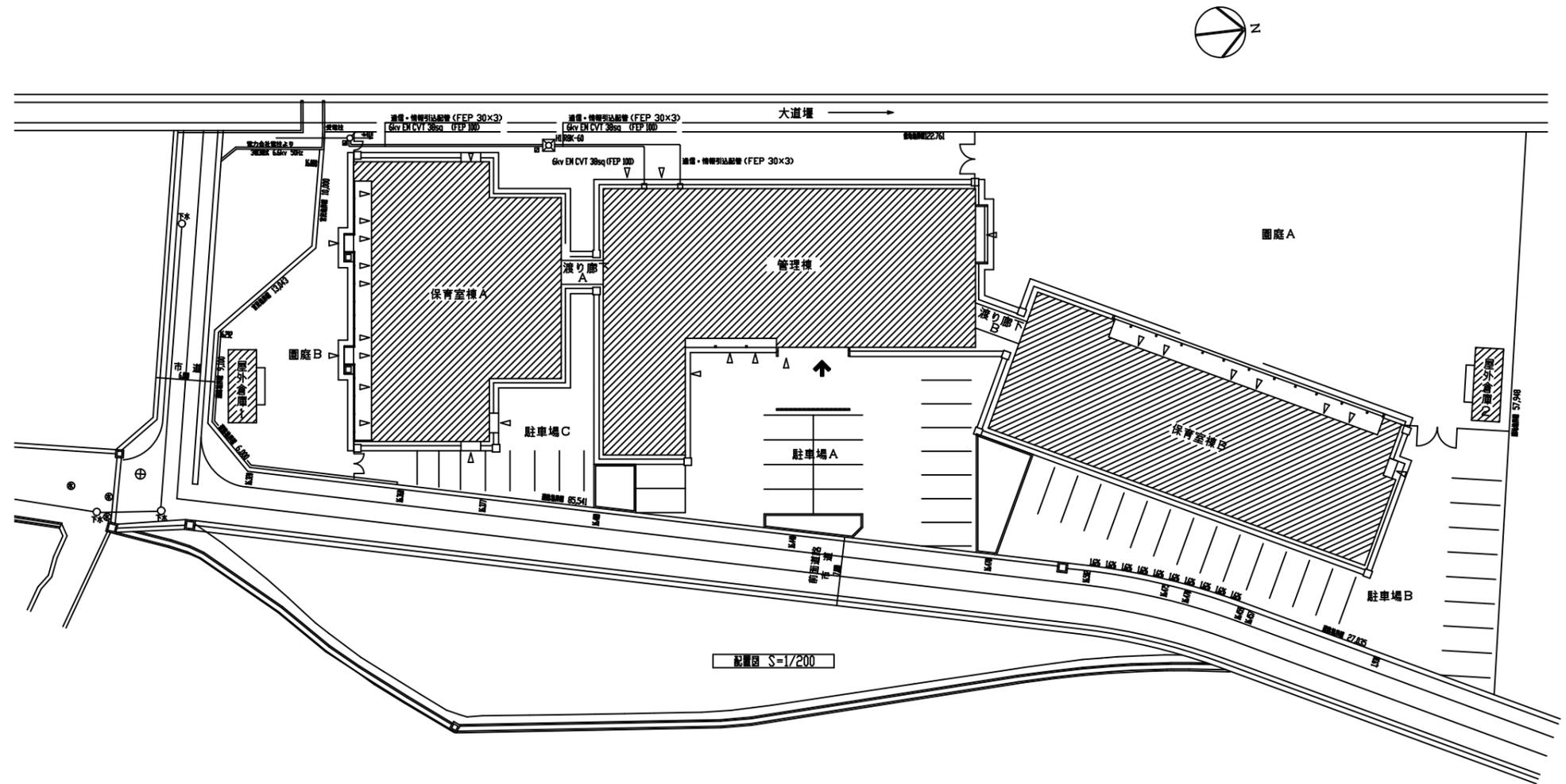


南部保育園未満児棟廊下ほかエアコン設置工事

特記仕様書	
1 工事概要	
工事場所	鶴岡市陽光町9番32号
工事内容	未満児棟廊下及び一時保育室和室に壁掛エアコンを新設する
竣工期限	現場説明事項による
2 一般事項	
1.特記なき事項は、国土交通省大臣官房官庁管繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（機械、電気設備工事編）」、 「公共建築改修工事標準仕様書（機械、電気設備工事編）」、 「公共建築工事標準図（機械、電気設備工事編）」（最新版）による。 2.工事写真・完成写真は、指示された部数を提出すること。 3.図面等に記載されていない事項であっても、法規上、現場取合い及び納まりで当然必要と思われる軽微な変更は、監督職員と協議の上で施工する。但し、これによる請負代金額の変更は原則として行わない。 4.施工期間中は園の保育業務との兼ね合いを考慮し、工事範囲は施設担当者と調整すること。	
3 仮設工事	
1.使用材等を工事範囲外に仮置きする際には、周囲をバリケード等により区画すること。 2.工事範囲の内外を問わず、安全に対して十分な対策を講じ、不測の災害を起こさないよう注意し、特に資材搬入中の第三者災害及びその他に対し危険、損害を与えないように措置をすること。工事に先立ち、周辺の地域住民へ周知を行うこと。 3.工事用水・仮設電力は既存施設を使用できるが、漏電防止対策を行うこと。 4.工事で汚染、損傷の恐れのある材料及び既存部分は適切な方法で養生を行うこと。 5.直接仮設工事範囲は、施設内の最小限範囲とする。 6.工事に伴う火災報知器の誤発報には充分留意すると。 場合によっては、感知器の養生や、受信機の警戒機能を一時的に停止することを認める。	



鶴岡市建設部建築課

製図 照査 特記

製図	7年 4月 日	工事名	南部保育園未満児棟廊下ほかエアコン設置工事	図面番号	
縮尺	—	図面名	案内図および特記仕様書		—

